

○午後1時開議

○議長（渡辺裕一君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（渡辺裕一君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

石 田 秀 男 君

松 本 ときひろ 君

ご了承願います。

○日 程

○議長（渡辺裕一君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1から日程第15までの15件を一括議題に供します。

日程第1

第37号議案 品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第2

第38号議案 品川区行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

日程第3

第39号議案 品川区特別区税条例の一部を改正する条例

日程第4

第54号議案 東品川文化センター・シルバーセンター大規模改修工事請負契約

日程第5

第55号議案 東品川文化センター・シルバーセンター大規模改修機械設備工事請負契約

日程第6

第56号議案 東品川文化センター・シルバーセンター大規模改修電気設備工事請負契約

日程第7

第57号議案 南ゆたか保育園・児童センター改築工事請負契約

日程第8

第58号議案 八潮北保育園大規模改修工事請負契約

日程第9

第59号議案 防災行政無線設備更新工事請負契約

日程第10

第60号議案 第二戸越幹線整備工事（北品川立坑）請負契約

日程第11

第61号議案 鮫浜小学校校舎改築その他工事請負契約

日程第12

第62号議案 鮫浜小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約

日程第13

第63号議案 鮫浜小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約

日程第14

第64号議案 城南小学校・幼稚園外構整備その他工事請負契約

日程第15

第67号議案 防災服他の買入れ

○議長（渡辺裕一君） 総務委員長から報告願います。

〔本多健信君登壇〕

○総務委員長（本多健信君） ただいま議題に供されました第37号議案から第39号議案、第54号議案から第64号議案および第67号議案の計15議案につきまして、総務委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら15議案は、6月28日の本会議において当委員会に審査を付託され、7月1日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

まず、第37号議案、品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例および第38号議案、品川区行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例については、関連する内容のため、一括して審査をいたしましたので、一括してご報告申し上げます。

これら2議案は、工業標準化法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

これら2条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明、質疑の後に、採決を行い、第37号議案および第38号議案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第39号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

本案は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、特別区民税における区市町村等に対する寄附金に係る特例控除の対象を、総務大臣が指定する区市町村等に対する寄附金に限るものであります。

第2に、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に住宅の取得等をして居住の用に供した場合に、特別区民税における住宅借入金等特別税額控除の期間を3年間延長するものであります。

第3に、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した乗用の自家用軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割について、税率1%分を軽減するものであります。

第4に、特別区民税の非課税措置の対象として、児童扶養手当の支給を受けている父または母のうち、現に婚姻をしていない者等で、前年の合計所得金額が135万円以下である者を加えるものであります。

第5に、軽自動車税の種別割について税率を軽減するいわゆる軽課の適用期限を平成31年度分から令和3年度分までに延長した上で、乗用の自家用電気軽自動車等に限り、軽課の適用期限を令和5年度分までに延長するものであります。

本条例は、公布の日から施行し、軽自動車税の環境性能割に関する改正規定は令和元年10月1日から、特別区民税の非課税措置に関する改正規定は令和3年1月1日から、乗用の自家用電気軽自動車等に係る軽課の適用期限に関する改正規定は令和3年4月1日から、それぞれ施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、ふるさと納税制度による流出抑制についてなどの質疑があり、理事者より、ふるさと納税制度による流出抑制については、流出している現状をきちんと区民の皆様へ広報し、また、水辺千本桜計画などと連携し、品川区へ寄附をしていただけるよう努めているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第39号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いた

しました。

次に、第54号議案、東品川文化センター・シルバーセンター大規模改修工事請負契約、第55号議案、東品川文化センター・シルバーセンター大規模改修機械設備工事請負契約および第56号議案、東品川文化センター・シルバーセンター大規模改修電気設備工事請負契約については、関連する内容のため、一括して審査いたしましたので、一括してご報告申し上げます。

各議案の内容は、まず、第54号議案は、東品川文化センターおよび東品川シルバーセンターについて、施設の老朽化が進んでいることから、大規模改修工事を行うものであります。

なお、東品川シルバーセンターについては、工事に伴い、東品川高齢者多世代交流支援施設への転換を図るものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は5億7,530万円、契約の相手方は品川区西品川二丁目13番19号、仲岡・小坂建設共同企業体、代表者、仲岡建設株式会社代表取締役社長、中込守であります。

次に、第55号議案は、同施設の機械設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は3億2,450万円、契約の相手方は品川区大井一丁目47番1号、大成温・塩谷建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社代表取締役社長、水谷憲一であります。

次に、第56号議案は、同施設の電気設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は3億5,992万円、契約の相手方は品川区荏原四丁目5番17号、マスミ・中尾建設共同企業体、代表者、株式会社マスミ電設代表取締役、渡部弘太郎であります。

なお、これら3議案の支出科目等は、令和元年度一般会計、令和2年度債務負担行為で、工期は、契約締結の日の翌日から令和2年6月30日までであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、本工事を実施することによる文化センター・シルバーセンターでこれまで行ってきた事業の変更点についてなどの質疑があり、理事者より、本工事を実施することによる文化センター・シルバーセンターでこれまで行ってきた事業の変更点については、文化センターは変更がなく、シルバーセンターは高齢者多世代交流支援施設「ゆうゆうプラザ」へ転換を図るなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第54号議案から第56号議案までの3議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第57号議案、南ゆたか保育園・児童センター改築工事請負契約についてご報告申し上げます。

本案は、南ゆたか保育園および南ゆたか児童センターについて、既存の施設を解体し、新たな施設の建築工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は8億9,210万円、契約の相手方は品川区小山六丁目9番12号、山田・大久建設共同企業体、代表者、山田建設株式会社品川支店支店長、三木修で、支出科目等は令和元年度一般会計、令和2年度債務負担行為であります。

なお、工期は、契約締結の日の翌日から令和3年2月26日までであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、工事が必要な理由についてなどの質疑があり、理事者より、工事が必要な理由については、耐震等の対策は十分とっているが、築50年程度経過し、老朽化しているためなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第57号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第58号議案、八潮北保育園大規模改修工事請負契約についてご報告申し上げます。

本案は、八潮北保育園について、施設の老朽化が進んでいることから、大規模改修工事を行うものがあります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は2億6,653万円、契約の相手方は品川区中延四丁目6番16号、加地建設株式会社代表取締役、加地保弘で、支出科目は令和元年度一般会計であります。

なお、工期は、契約締結の日の翌日から令和2年2月28日までであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、人工芝にするに当たり、安全面の対策についてなどの質疑があり、理事者より、人工芝にするに当たり、安全面の対策については、やわらかく深めの人工芝を選定することで安全面の確保をしたなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第58号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第59号議案、防災行政無線設備更新工事請負契約についてご報告申し上げます。

本案は、防災行政無線設備について、老朽化が進んでいることから、北品川四丁目2番先ほか45か所に設置している当該設備の更新工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は2億6,526万5,000円、契約の相手方は品川区東品川四丁目1番16号、三愛電子・田中電設建設共同企業体、代表者、三愛電子工業株式会社代表取締役、寺井一郎で、支出科目は令和元年度一般会計であります。

なお、工期は、契約締結の日の翌日から令和2年3月16日までであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、デジタル化のメリットについてなどの質疑があり、理事者より、デジタル化のメリットについては、文字情報の活用が技術的には可能となるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第59号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第60号議案、第二戸越幹線整備工事（北品川立坑）請負契約についてご報告申し上げます。

本案は、戸越地区および西品川地区における浸水被害の軽減を図るため、第二戸越幹線の下流部を整備することから、子供の森公園隣接地内に立坑を築造する工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は7億9,530万円、契約の相手方は新宿区西新宿六丁目8番1号、大成・松本建設共同企業体、代表者、大成建設株式会社東京支店常務執行役員支店長、須藤史彦で、支出科目等は令和元年度一般会計、令和2年度および令和3年度債務負担行為であります。

なお、工期は、契約締結の日の翌日から令和3年6月7日までであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、本工事の施工場所と工事後の活用についてなどの質疑があり、理事者より、本工事の施工場所については、第一三共跡地であり、工事後の活用については、隣接する子供の森公園の整備と含めて検討していくなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第60号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第61号議案、鮫浜小学校校舎改築その他工事請負契約、第62号議案、鮫浜小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約および第63号議案、鮫浜小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約について

は、関連する内容のため、一括して審査いたしましたので、一括してご報告申し上げます。

各議案の内容は、まず、第61号議案は、鮫浜小学校の校舎について、施設の老朽化が進んでいることから、改築工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は30億4,590万円、契約の相手方は新宿区津久戸町2番1号、熊谷・大洋・圓山建設共同企業体、代表者、株式会社熊谷組首都圏支店常務執行役員支店長、上田真であります。

次に、第62号議案は、同施設の機械設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は6億3,580万円、契約の相手方は品川区西五反田八丁目11番21号、太陽・三協建設共同企業体、代表者、太陽テクニカ株式会社代表取締役、河合正三であります。

次に、第63号議案は、同施設の電気設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は4億6,530万円、契約の相手方は品川区大崎二丁目11番1号大崎ウィズタワー11階、振興・サンコー建設共同企業体、代表者、振興電気株式会社代表取締役社長、門間俊道であります。

なお、これら3議案の支出科目等は、令和元年度一般会計、令和2年度から令和4年度まで債務負担行為で、工期は、契約締結の日の翌日から令和4年5月31日までであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、工事期間中の安全面の配慮についてなどの質疑があり、理事者より、工事期間中の安全面の配慮については、工事車両は児童の動線と重ならないようにするなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第61号議案から第63号議案までの3議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第64号議案、城南小学校・幼稚園外構整備その他工事請負契約についてご報告申し上げます。

本案は、平成29年第3回定例会で議決をし、改築工事が施工されている城南小学校および城南幼稚園について、同校の既存の校舎棟を解体し、校庭および園庭の整備、倉庫等の建設工事などを行うものであります。

契約の方法は随意契約で、契約金額は6億9,300万円、契約の相手方は渋谷区渋谷一丁目16番14号、東急・小川建設共同企業体、代表者、東急建設株式会社東日本建築支店執行役員支店長、園田有で、支出科目等は令和元年度一般会計、令和2年度債務負担行為であります。

なお、工期は、契約締結の日の翌日から令和3年1月29日までであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、随意契約とした理由についてなどの質疑があり、理事者より、随意契約とした理由については、本事業者は、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築工事を請け負っている事業者であり、周辺環境を考慮すると、事業者を同一にすることで安全性の担保および瑕疵担保責任の明確化が図れると判断したなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第64号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第67号議案、防災服他の買入れについてご報告申し上げます。

本案は、防災服等の機能性および視認性を向上させ、防災行政の円滑化を図るため、防災服、帽子およびベルトの買入れを行うものであります。

種類および数量は防災服4,623着、帽子4,623個、ベルト4,623本で、買入れ価格は8,975万5,545円、

契約の方法は制限付き一般競争入札、契約の相手方は中央区月島二丁目20番15号、船山株式会社東京本店取締役本店長、多田奈美で、支出科目は令和元年度一般会計、納期は令和元年11月29日であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、防災服のデザインについてなどの質疑があり、理事者より、防災服のデザインについては、従来のシャツタイプからブルゾンタイプに変更し、機能性等を向上させたなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第67号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（渡辺裕一君） 総務委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第1から日程第15号までの15件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第16および日程第17の2件を一括議題に供します。

日程第16

第40号議案 品川区消費者センター条例の一部を改正する条例

日程第17

第41号議案 品川区立創業支援施設条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺裕一君） 区民委員長から報告願います。

〔鈴木真澄君登壇〕

○区民委員長（鈴木真澄君） ただいま議題に供されました第40号議案および第41号議案の2議案について、区民委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら2議案は、6月28日の本会議において当委員会に審査を付託され、7月1日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

まず、第40号議案、品川区消費者センター条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、消費者センターの機能を集約するため、消費者センターの位置を現在の「品川区大井一丁目14番1号」から「品川区西品川一丁目28番3号」に改め、中小企業センターの4階に移転するものであります。

本条例は、令和元年9月24日から施行するものであります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、移転の効果についてなどの質問があり、理事者より、移転の効果については、第一義的にはこれまで分離していた消費者センターの機能を一元化し、かつ商

業・ものづくり課の執務スペースとも近接することで、同課との連携強化が図られることが挙げられるが、今後、消費者センターの持つ相談機能や消費者育成機能と商業・ものづくり課の有する区内企業との連携体制などを掛け合わせていくことで、区民の消費生活の向上により一層寄与できるものとするなどの答弁がありました。

また、委員より、現在区役所第二庁舎3階に設置されている啓発展示室の廃止には賛成できかねることから、本案には反対である旨の意見の表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第40号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第41号議案、品川区立創業支援施設条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、創業を予定する者、新分野へ進出する中小企業等の支援を推進するため、武蔵小山創業支援センターに交流室を設置するものであります。

本条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、1、コワーキングスペースの設置の理由について、2、行政による創業支援の意義についてなどの質疑があり、理事者より、1のコワーキングスペースの設置の理由については、他の事務室を利用する場合に比べ共有のワークスペース内での交流によりお互いの業務内容に相乗効果が発生すること、専用オフィスを調達する場合に比べコストを削減できるなどのメリットがあることに加え、常駐する専任コンサルタントによる事業計画や補助金申請書の作成補助などのサービスを提供することで、創業者の支援を一層推進するためである。2の行政による創業支援の意義については、今後の区内産業を牽引していく新たな力を育成していくことは、品川区の経済的発展に長期的に貢献するものであると考えており、殊に本施設については、商業地である武蔵小山の特徴を生かし、創業者が商店街内に出店するなど、地域内での波及的な効果も期待するところであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第41号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が区民委員会における審査の経過および結果でございます。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（渡辺裕一君） 区民委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第17を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、区民委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第16を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺裕一君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、区民委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第18から日程第23までの6件を一括議題に供します。

日程第18

第48号議案 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

日程第19

第49号議案 品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例

日程第20

第50号議案 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

日程第21

第51号議案 品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

日程第22

第65号議案 指定管理者の指定について

日程第23

第66号議案 指定管理者の指定について

○議長（渡辺裕一君） 厚生委員長から報告願います。

〔鈴木博君登壇〕

○厚生委員長（鈴木博君） ただいま議題に供されました第48号議案から第51号議案まで、第65号議案および第66号議案の6議案について、厚生委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら6議案は、6月28日の本会議において当委員会に審査を付託され、7月1日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

初めに、第48号議案、品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、介護保険法施行令が改正されたことに伴い、低所得者に係る保険料率を減額するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、保険料率減額に伴う対象者の手続の有無について、2、保険料率減額対象者の人数と第1号被保険者全体に占める割合についてなどの質疑があり、理事者より、1の保険料減額に伴う対象者の手続の有無については、7月の本算定後に新しい軽減率を乗じた内容の納入通知を対象者へ送付し、そこから新しい率での徴収が始まり、年間を通して基準どおりの額になるような調整を行う。そのため、保険料減額対象者が手続をする必要はない。2の保険料率減額対象者の人数と第1号被保険者全体に占める割合については、人数は2万7,000人を想定しており、割合は第1号被保険者全体の中の3割程度であるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第48号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第49号議案、品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例についてご報告申

申し上げます。

本案は、高齢者の介護予防および生きがいを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進するため、東品川高齢者多世代交流支援施設を品川区東品川三丁目32番10号に設置するものであります。

なお、本施設の設置に伴い、東品川シルバーセンターを廃止するため、附則において品川区立シルバーセンター条例の一部改正を行っております。

本条例は、令和2年9月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、工事の日程について、2、工事期間中の施設の利用についてなどの質疑があり、理事者より、1の工事の日程については、令和元年9月に着工し、令和2年6月末に竣工予定である。なお、利用者に影響のない範囲で、一部、本年の8月から工事前段階の準備を行っていく。2の工事期間中の施設の利用については、大規模な工事を予定しており、工事期間中は基本的に休館となるが、利用者の多い入浴サービスについては、男女の浴室を片方ずつ時期をずらして工事を行うことで、工事期間中もどちらか片方の浴室は利用できる状態を確保するなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第49号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第50号議案、品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、社会福祉基金のうち障害者用善意社会福祉基金ほか4基金について、障害児者総合支援施設の整備費に充当するため、これらの基金を廃止するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、1、基金を充当することを決定した経緯について、2、障害者に関する社会福祉基金の取り崩し状況についてなどの質疑があり、理事者より、1の基金を充当することを決定した経緯については、平成29年の障害児者総合支援施設着工の段階で基金を使用することを検討し、各寄贈者へ連絡を行ってきている。2の障害者に関する社会福祉基金の取り崩し状況については、今回の障害児者総合支援施設の建設経費への充当で、障害者用として寄贈を受けた基金は全て取り崩しているなどの答弁がありました。

質疑の後に採決を行い、第50号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第51号議案、品川区立心身障害者福社会館条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、心身障害者福社会館において、新たに障害児総合支援事業を実施するほか、規定を整備するものであります。

本条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、1、障害児相談支援事業実施に伴う人員体制の変更について、2、相談支援専門員の大人と子どもの計画相談の兼務についてなどの質疑があり、理事者より、1の障害児相談支援事業実施に伴う人員体制の変更については、心身障害者福社会館では障害者の支援事業を既に行っているが、これに加えて障害児の相談支援専門員を1名配置し、計画相談に対応していく。2の相談支援専門員の大人と子どもの計画相談の兼務については、障害児の相談支援専門員を配置するため、大人と子どもで対応する支援員を分けて支援を行っていく予定であるなどの答弁がありました。

た。

質疑終了後、採決を行い、第51号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第65号議案および第66号議案の2議案については、関連する内容のため、一括して審査をいたしましたので、一括してご報告いたします。

各議案の内容は、まず、第65号議案、指定管理者の指定について、本案は、杜松地域密着型多機能ホームの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人若竹大寿会で、指定期間は令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間であります。

次に、第66号議案、指定管理者の指定について、本案は、杜松特別養護老人ホームの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人若竹大寿会で、指定期間は令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間であります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、杜松地域密着型多機能ホームおよび杜松特別養護老人ホームそれぞれの職員数についてなどの質疑があり、理事者より、杜松地域密着型多機能ホームおよび杜松特別養護老人ホームそれぞれの職員数については、杜松地域密着型多機能ホームは配置数全体で19名、常勤換算で16.4名である。また、杜松特別養護老人ホームは配置数全体で39名、常勤換算で34.5名であるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第65号議案および第66号議案の2議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が厚生委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（渡辺裕一君） 厚生委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第18から日程第23までの6件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも厚生委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第24を議題に供します。

日程第24

第52号議案 品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺裕一君） 建設委員長から報告願います。

〔あくつ広王君登壇〕

○建設委員長（あくつ広王君） ただいま議題に供されました第52号議案につきまして、建設委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、6月28日の本会議において当委員会に審査を付託され、7月1日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

第52号議案、品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、建築物の不燃化・耐震化を促進し、災害に強い安全な市街地および商店街のにぎわいを維持した市街地の形成を図るため、戸越六丁目東地区地区計画を決定したことに伴い、当該区域内における建築物の用途、敷地面積の最低限度等に関する制限を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、「店舗その他これらに類する用途」に該当する建築物について、2、他地域を含めた敷地面積の最低限度の考え方についてなどの質疑があり、理事者より、1の「店舗その他これらに類する用途」に該当する建築物については、日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店、百貨店・マーケット等が店舗として、また、ボーリング場、カラオケボックス、保育園、公衆浴場、映画館等が、その他これらに類する用途に当たるものである。2の他地域を含めた敷地面積の最低限度の考え方については、地域の現状やまちづくり協議会等の地域の意見等を踏まえた上で、各地区個別に決定しているなどの答弁がありました。

また、一部の委員より、戸越公園駅周辺の再開発や補助29号線の建設を前提とした条例改正であることから、本案には反対する旨の表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第52号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が建設委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（渡辺裕一君） 建設委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺裕一君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、建設委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第25から日程第31までの7件を一括議題に供します。

日程第25

第42号議案 品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第26

第43号議案 品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例

日程第27

第44号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

日程第28

第45号議案 品川区立保育所における時間外保育等に関する条例の一部を改正する条例

日程第29

第46号議案 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第30

第47号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

日程第31

第53号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺裕一君） 文教委員長から報告願います。

〔新妻さえ子君登壇〕

○文教委員長（新妻さえ子君） ただいま議題に供されました第42号議案から第47号議案および第53号議案の7議案について、文教委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら7議案は、6月28日の本会議において当委員会に審査を付託され、7月1日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

初めに、第42号議案、品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、放課後児童指導員の資格要件を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、これまで都道府県知事が行ってきた放課後児童支援員認定資格研修に「指定都市の長」が追加されることによる改正後の影響についてなどの質疑があり、理事者より、国による研修のガイドラインに沿って、指定の項目・時間数で実施することとなっているため、従前と同等かつ全国一律の水準での研修を実施することができる。また、現在、品川区内に配置している支援員については、順次、東京都の研修への受講を進めており、特段の影響や問題はないなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第42号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第43号議案、品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例、第44号議案、品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例、第45号議案、品川区立保育所における時間外保育等に関する条例の一部を改正する条例、第47号議案、品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例および第53号議案、品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例については、関連する内容のため、一括して審査いたしましたので、一括して

ご報告申し上げます。

各議案の内容は、まず、第43号議案、品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例については、フリースクール西五反田の幼児教育施設の保育料を無償化するとともに、保育の必要性の認定を受けた幼児の預かり保育利用料の一部を無償化するものであります。

次に、第44号議案、品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例については、保育所および区立認定こども園における満3歳以上の児童の保育料を無償化するものであります。

次に、第45号議案、品川区立保育所における時間外保育等に関する条例の一部を改正する条例については、区立認定こども園における保育の必要性の認定を受けた児童の預かり保育利用料の一部を無償化するものであります。

次に、第47号議案、品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例については、私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業における満3歳以上の児童の利用者負担額を無償化するものであります。

最後に、第53号議案、品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例については、区立幼稚園の保育料を無償化するとともに、保育の必要性の認定を受けた児童の預かり保育利用料の一部を無償化するものであります。

これら5条例は、いずれも令和元年10月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、住民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児を対象とした保育料無償化への品川区の対応について、2、東京都独自の多子世帯支援の拡充への品川区の対応についてなどの質疑があり、理事者より、1の住民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児の保育料無償化については、品川区は従前より実施しており、既に条例に反映している。2の保育所等利用世帯の第1子の年齢に上限を設けず、第2子以降も支援するという都の多子世帯支援の拡充については、都の実施要綱が確定次第、検討するなどの答弁がありました。

質疑終了後、それぞれ採決を行い、第43号議案、第44号議案、第45号議案、第47号議案および第53号議案の5議案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第46号議案、品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設における年収約360万円未満の世帯等に対する食材料費の徴収基準を改めるほか、規定を整備するものであります。

本条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、品川区が従前より保育園の食材料費を利用者から実費徴収せず、公費で負担していた経緯について、2、他区の状況についてなどの質疑があり、理事者より、1の経緯については、児童福祉施設であり、給食調理施設が必置である保育園では、保護者の負担を軽減すること、食育の統一的な実施を目的とすることから、公費負担としていた。2の他区の状況については、ことし5月末に特別区長会事務局が行った調査によれば、9区は公費負担、6区は実費徴収、7区は未定であるが、多くの区が第3回定例会での条例改正を見込んでいるようであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第46号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教委員会における審査の経過および結果でございます。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（渡辺裕一君） 文教委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第25から日程第31までの7件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第32を議題に供します。

日程第32

第36号議案 令和元年度品川区一般会計補正予算

○議長（渡辺裕一君） 初めに、区民委員長から報告願います。

〔鈴木真澄君登壇〕

○区民委員長（鈴木真澄君） ただいま議題に供されました第36号議案、令和元年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る区民委員会所管分の審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、6月28日の本会議において当委員会に審査を付託され、7月1日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

歳出、第2款総務費は、1,500万円の増額で、品川宿の新たな観光まちづくり事業の新規計上であります。

第5款産業経済費は、4億5,266万7,000円の増額で、国庫支出金を活用したプレミアム付き臨時商品券事業の新規計上であります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、プレミアム付き臨時商品券事業における発行額と周知についてなどの質疑があり、理事者より、プレミアム付き臨時商品券事業における発行額と周知については、まず、発行額については、本事業の予算額は初めに上限を決定するのではなく、商品券の購入対象者のうち購入希望者の需要を全て満たせるよう算定したものである。次に、周知については、同時期に区内に流通することになる区振連発行の区内共通商品券との差異を含め、広報紙やコールセンターの設置などにより適切に区民にPRしていくなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第36号議案、令和元年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る区民委員会所管分は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が区民委員会における審査の経過および結果でございます。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（渡辺裕一君） 次に、建設委員長から報告願います。

〔あくつ広王君登壇〕

○建設委員長（あくつ広王君） ただいま議題に供されました第36号議案、令和元年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る建設委員会所管分の審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、6月28日の本会議において当委員会に審査を付託され、7月1日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

第6款土木費は、3,700万円の増額で、戸越公園仮設管理詰所整備費の新規計上であります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、1、公園管理詰所の仮設後の再整備先について、2、補正予算で計上した理由についてのなどの質疑があり、理事者より、1の公園管理詰所の仮設後の再整備先については、三ツ木保育園仮設園舎の場所が考えられるが、戸越公園や文庫の森との位置関係、今後の運用等を踏まえて検討していくものである。2の補正予算で計上した理由については、極力、公園利用者に支障が出ないように、（仮称）環境学習交流施設や三ツ木保育園仮設園舎等の敷地を調整する中で、両施設の開館・利用開始時期が確定し、その時期から逆算すると、次年度から両施設の建設を行う必要が生じたため、仮設管理詰所を整備する提案をしたものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第36号議案、令和元年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る建設委員会所管分は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が建設委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（渡辺裕一君） 続きまして、総務委員長から総合審査の報告を願います。

〔本多健信君登壇〕

○総務委員長（本多健信君） ただいま議題に供されました第36号議案につきまして、総務委員会における総合審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、6月28日の本会議において当委員会に審査を付託され、7月2日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

第36号議案、令和元年度品川区一般会計補正予算につきましては、新規事業や早期に取り組む必要がある事業を対象として編成されております。

補正額は、歳入歳出とも5億466万7,000円を追加し、総額を1,882億5,866万7,000円とするものであります。

まず、歳入は、第13款国庫支出金は、4億5,266万7,000円の増額で、臨時商品券事業費補助金等の新規計上であります。

第17款繰入金は、1,500万円の増額で、文化スポーツ振興基金繰入金の追加であります。

第18款繰越金は、3,700万円の増額であります。

続いて、歳出、第2款総務費は、1,500万円の増額で、品川宿の新たな観光まちづくり事業の新規計上であります。

第5款産業経済費は、4億5,266万7,000円の増額で、国庫支出金を活用したプレミアム付き臨時商品券事業の新規計上であります。

第6款土木費は、3,700万円の増額で、戸越公園仮設管理詰所整備費の新規計上であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、品川宿の新たな観光まちづくり事業の今後の展開について、2、臨時商品券事業の周知についてのなどの質疑があり、理事者より、1の品川宿の新たな観光まちづくり事業の今後の展開については、事業の状況を見ながら検討していく、2の臨時商品券事業の

周知については、「広報しながわ」をはじめ、しっかりと行っていくなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第36号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（渡辺裕一君） 各委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、各委員長の報告のとおり可決いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1から追加日程第5までの5件を一括議題に供します。

追加日程第1

第70号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第2

第71号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第3

第72号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第4

第73号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第5

第74号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（渡辺裕一君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第70号議案から第74号議案までの人権擁護委員の推薦につきまして、一括してご説明申し上げます。

本区の委員のうち、任期満了となります野口清彦氏、岸朱実氏の2氏につきましては、引き続きご就任を願いたく、また、退任なさる野田律子氏、小原愉里氏、大西英敏氏の3氏の後任としては、谷口孝

彦氏、江口千枝氏、本多邦美氏の3氏に新たにご就任を願いたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、当議会の意見を聞くものであります。

いずれも人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任であると存じます。

何とぞ原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（渡辺裕一君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては、直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

本件につきましては、いずれも区長推薦のとおり賛成することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも区長推薦のとおり賛成することに決定いたしました。

次に、日程第33を議題に供します。

日程第33

請願・陳情審査結果報告

○議長（渡辺裕一君） 本件につきましては、お手元に配付のとおり、各所管の委員長から請願・陳情審査結果報告書が提出されております。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの審査結果報告書のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、審査結果報告書のとおり決定いたしました。

次に、日程第34を議題に供します。

日程第34

請願・陳情の付託

○議長（渡辺裕一君） 期日までに受理いたしました陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

次に、日程第35を議題に供します。

日程第35

常任委員会・議会運営委員会・特別委員会議会閉会中継続審査調査事項

○議長（渡辺裕一君） 本件につきましては、お手元に配付の請願・陳情継続審査件名表および特定事件継続調査事項表のとおり、各所管の委員長から閉会中も審査調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、各所管の委員長からの申し出のとおり決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年第2回品川区議会定例会を閉会いたします。

○午後2時03分閉会

議 長	渡 辺 裕 一
署 名 人	石 田 秀 男
同	松 本 ときひろ